

呉市ビジネスモデル転換支援事業 募集要項

1. 事業の目的

呉市ビジネスモデル転換支援事業（以下、「本事業」という。）は、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表や新型コロナウイルスの影響を受け、経営基盤の安定化や、新ビジネス及び販路拡大等にチャレンジする事業者を支援し、市内での産業振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

2. 支援の内容（補助率及び補助金額の範囲）

本事業の補助率等は、以下のとおりです。

図表 本事業の補助率と補助金額の範囲

補 助 率	補助対象経費のうち2分の1以内
補 助 金 額	上限：10,000,000円 下限：500,000円

※補助金額は、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて算出します。また、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

なお、補助金額が50万円を下回るものは、本事業の対象となりません。

3. 補助対象者

以下のいずれかに該当する者

- ① 呉市内に事業所を有し、かつ市内において令和2年4月1日以前から事業を行っている事業者
- ② 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区に事業所を有する、又は、同社の協力会社として事業を展開している事業者のうち、今後も呉市内にて事業所を設置し、雇用を継続または創出する事業者

4. 補助対象事業・期間

事業者がビジネスモデルの維持・転換又は販路の拡大を図る事業（以下「呉市BM事業」という。）で、令和2年4月1日～令和3年2月28日の間に実施する事業を補助対象とします。

また、呉市BM事業として、想定される事例を記載していますので参考にしてください。

＜想定される事例＞

- (1) 既存の顧客（市場）に対して既存の製品・サービスを提供する場合
 - ① 日用品メーカーが、店頭販売員を増員して主力商品の販売を拡大する。
 - ② 飲食店が広告宣伝に注力し、来店頻度と客単価の向上を図る。
- (2) 新たな顧客（市場）に対して既存の製品・サービスを提供する場合
 - ① これまで国内を対象に販売・提供をしていた既存の製品・サービスを、新たな市場開拓のため、海外で販売・提供する。
 - ② 女性向けに販売・提供していた既存の製品・サービスを、男性向けにもターゲットを広げた販売・提供を行う。
 - ③ これまで企業向けに販売・提供をしていた既存の製品・サービスを、新たなニーズを捉えるため、個人向けに販売・提供を行う。
- (3) 既存の顧客（市場）に対して新たな製品・サービスを提供する場合
 - ① 既存の顧客に対し、自社の技術などを転用・応用し、新たな製品・サービスを開発し、販売・提供する。
 - ② 市場や顧客動向など分析し、新たに性能やデザインなど追加・変更し、新たに製品・サービスを開発し、既存顧客へ販売・提供する。
- (4) 新たな顧客（市場）に対して新たな製品・サービスを提供する場合
 - ① 企業向けに販売していた既存の製品・サービスを、ブラッシュアップを行い、新たな製品・サービスを開発し、個人向けに販売する。
 - ② 市場構造の変化等に対応するため、新たな事業・市場分野へ進出する。

5. 補助対象経費

呉市BM事業の遂行に直接的かつ必要最小限の経費で、補助対象期間内に契約、取得、実施、支払が完了するものを対象とします。

証拠資料（仕様書、見積書、領収書、写真等）によって、支払金額及び本事業に係るものと確認できることが必要です。

6. 補助対象経費の範囲

補助対象経費の範囲は、下記の概要一覧の通りです。

図表 補助対象経費の概要一覧

費目	補助対象経費の概要
(1) 人件費	・呉市BM事業のための新規雇用者（役員・常勤）の報酬・給与、短期アルバイト等、時間外手当等
(2) 報償費	・呉市BM事業に関する指導・助言をする専門家への謝金等
(3) 旅費	・情報収集、調査、展示会等への往復代、公共交通機関の費用等
(4) 外注・委託費	・機械加工、設計、試験評価、検査・実験、デザイン、市場調査等の外部委託費用のほか、顧客ニーズ調査、規格等の認証・登録費用等
(5) 不動産賃借料	・市内事務所や施設等の借上げ、賃借、会場使用、レンタル、リース費用等
(6) 原材料費	・商品・サービス及びサンプル品の原材料、開発・改良のための原材料・副資材購入費等
(7) 設備・備品費	・機械装置・設備・工具器具・備品、構築物等の購入、製作、据付、改良、修繕又はリース・レンタル等
(8) 広告宣伝費	・Web作成・更新、チラシ、DM・カタログ、販促品等
(9) 展示会等出展費	・展示会、商談会への参加費・出展費（小間工事代、装飾代等）、運搬費、通訳料・翻訳料等
(10) その他経費	・その他呉市BM事業に必要な経費（事務局に相談ください。）

※設備・備品については、業務完了時に納品状況等を確認します。

7. 募集の日程と応募の方法

申請書類（様式第1号～第3号）に必要事項を記入の上、呉信用金庫、広島銀行、もみじ銀行、いずれかの市内支店で書類の確認（様式第4号）を受けた後、呉信用金庫本店（地域貢献部）へ郵送または持参して下さい。

※提出部数各1部及び【提出書類】1～4のデータを格納したCD-R
格納するデータは、様式第2号以外はPDFデータにて提出し、様式第2号は原則ワードまたはエクセルとすること。

【提出書類】（法人の方）	
1 呉市ビジネスモデル転換支援事業補助金公募申請書（様式第1の1号）	} CD-R にて提出
2 事業計画書（様式第2号）	
3 補助金申請に関する誓約書（様式第3号）	
4 呉市ビジネスモデル転換支援事業に係る金融機関確認書（様式第4号）	
5 商業登記簿謄本（全部事項証明書）※交付日から3ヶ月以内のもの	
6 決算書（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）※直近の3期分	
7 市税の滞納がない証明書	

【提出書類】（個人の方）	
1 呉市ビジネスモデル転換支援事業補助金公募申請書（様式第1の2号）	} CD-R にて提出
2 事業計画書（様式第2号）	
3 補助金申請に関する誓約書（様式第3号）	
4 呉市ビジネスモデル転換支援事業に係る金融機関確認書（様式第4号）	
5 事業の実施が確認できる書類（開業届及び住民票の写し） ※交付日から3ヶ月以内のもの	
6 事業の収入が確認できる書類（確定申告書（確定申告書（第一表・第二表） 又は所得税青色申告決算書（1～4面）又は収支内訳書（1・2面） ※直近の3期分	
7 市税の滞納がない証明書	

図表 本事業の申請日程等

	第1回審査	第2回審査	第3回審査
申請期間	8月21日（金）～11月27日（金）		
受付期限	9月11日（金）	10月23日（金）	11月27日（金）
提出先 （名称・住所）	呉市ビジネスモデル転換支援事業事務局（呉信用金庫地域貢献部） （〒737-8686 広島県呉市本通2丁目2番15号） 受付時間 9:00～17:00（平日）		

※応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。また、応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担となります。

8. 選考

(1) 審査の方法

有識者等からなる審査会を行い、採択事業者を選定します。

なお、選定結果については、後日文書でお知らせするとともに、選定された場合はHPで公表します。

(2) 審査項目

申請要件の確認や審査などの資格審査を実施したうえで、呉市BM事業の具体性、資金計画の実現性、財務状況に対応した可能性等について審査します。なお、事業計画について、審査員からの意見を付す場合があります。

9. 補助金交付の流れ

項目	実施主体	内容
(1) 申請準備	事業者	公式HP (http://kure-biz.com/) へアクセスのうえ、申請書類をダウンロードし、募集要項に沿って記入してください。
(2) 確認	事業者	呉市内の呉信用金庫・広島銀行・もみじ銀行のいずれかの支店窓口（出張所を除く）へ申請書類を持参し、提出前の事前確認を受けてください。
(3) 提出	事業者	本事業事務局（呉信用金庫地域貢献部）に持参または郵送により応募（受付期限の17時必着）
(4) 選考・採択	審査会 市役所	申請事業者の選考・審査を行います。 採択事業者を決定し、結果の通知・発表を行います。
(5) 事業実施	事業者	申請した事業計画に沿って事業を実施します。
(6) 事業完了	事業者 事務局	事業完了後、完了報告を行います。 確定検査を行ったうえで、補助金を交付します。

10. 問い合わせ先・無料相談窓口

本事業に関する問合せ、相談体制は次のとおりです。

機関名	連絡先	相談時間
コールセンター（呉信用金庫） 【本事業事務局】	0120-719-090	平日 9:00 ～17:00
支援 機関	呉信用金庫（本部・市内支店）	(0823) 24-1195 平日 9:00 ～17:00
	広島銀行（市内支店） ※出張所を除く	(0823) 21-5141 平日 9:00 ～17:00
	もみじ銀行（市内支店） ※出張所を除く	(0823) 20-1200 平日 9:00 ～17:00
	公益財団法人 くれ産業振興センター	(0823) 76-3766 平日 9:00 ～17:00
	広島県よろず支援拠点	(082) 240-7706 平日 9:00 ～17:00
	呉商工会議所	(0823) 21-0151 平日 9:00 ～17:00
	呉広域商工会	(0823) 70-5660 平日 9:00 ～17:00
	公益財団法人 ひろしま産業振興機構	(082) 240-7701 平日 9:00 ～17:00
経営相談窓口 ※中小企業診断士等の無料相談 (呉市役所会議室(205))	(0823) 25-3152	平日 9:00 ～16:00